

公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて＜電気料金関係抜粋＞

平成 23 年 3 月 14 日
物価担当官会議申合せ
(最終改定：令和 5 年 2 月 8 日)

政府の規制する料金または価格（以下「公共料金等」という。）の新規設定及び変更に係る決定、認可その他の措置（以下「認可等」という。）については、消費者基本法第16条第2項の趣旨を踏まえ消費者に与える影響を十分に考慮すべく、下記により取り扱うこととする。

なお、昭和47年7月20日付け物価担当官会議申合せ「公共料金等の改定の取扱いについて」はこれを廃止する。

記

1. 重要な公共料金等（別紙1に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、事前に物価問題に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）に付議する。
2. 上記以外の公共料金等（別紙2に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、消費者庁と事前に協議を行うものとする。
3. ～ 4. （略）
5. 公共料金等の認可等について、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議が必要、かつ適当な特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うものとする。
6. 公共料金等に関する制度改正などにより本申合せの改定が必要と考えられる場合は、所管省庁は事前に消費者庁へ連絡するものとする。

別紙1 物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金等

所管	公共料金等の種類
経済産業省	みなし小売電気事業者のうち、北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力、中部電力ミライズ、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の特定小売供給に係る料金（経過措置）

別紙2 消費者庁と協議を行うものとする公共料金等

所管	公共料金等の種類
経済産業省	みなし小売電気事業者のうち、沖縄電力の特定小売供給に係る料金（経過措置）